

宇治市要保護児童対策地域協議会 令和6年度第2回代表者会議 議事要旨

＜日 時＞ 令和7年2月12日（水）14:00～15:30

＜場 所＞ 宇治市生涯学習センター 第2ホール

＜出席者＞ （委員：17人出席／24人中）

久世谷会長、奥西副会長、水嶋委員、原委員、池本委員、久世谷委員、熊谷委員
葭村委員、岩崎委員、中川委員、清水委員、武村委員、迫委員、西林委員、迫間委員
駕海委員、堀江委員、栗田委員

（事務局）

福祉子ども部 波戸瀬福祉子ども部長、永池子ども福祉課長、
小栗子ども福祉課主幹、安留子ども福祉課主幹、
久保子ども福祉課子育て企画係長

（傍聴者） 0人

＜会議内容＞

1 開会

- ・「宇治市要保護児童対策地域協議会の会議の公開に関する要項」に基づいて、公開で会議を進めていくことを確認。

2 議題

令和6年度宇治市児童虐待防止等の主な取り組みについて

事務局より、資料1「宇治市報告資料」に基づき、説明が行われた。

【意見交換・質疑応答の概要】

○子ども園と市の間では、普段からやり取りがあり本人だと確認できるが、児童相談所や警察からかかってきた場合、なりすましの危険性があり、どうにか解決できないか。今後ご検討いただきたい。

→宇治警察署の電話番号は「21-0100」で統一されている。また、交番からかかってきても、一度置いて、宇治警察署生活安全課に問い合わせしてほしい。

→児童相談所から園へ電話することは前々から行っているが、こどもの状況について、児童相談所の職員が外から携帯等を利用して問い合わせする事はほとんどないため、連絡があった場合は一度置いて、児童相談所まで折り返しご連絡いただきたい。

→電話がかかってきた際あらかじめ登録しておく、なりすまし等の被害は減らせると思う。

○先程の質問について事務局から何か発言はあるか

→連絡方法には統一感が必要であり、今回の質疑応答が各幼稚園や保育所等にも周知されるよう努めていく。

○こどもの数は減っているが、虐待件数が減っていない。資料1のP3の子育て世帯訪問支援事業とはどういうものなのか。

→1歳までの子どもについては産後ケア事業を行っており、その後は保護者が何らかの理由により

家事や育児ができない場合の支援やヤングアラー家庭についても保護者の代わりにこどもが行っている家事等を支援している。本業務は事業委託しており、介護福祉士の資格を持った職員が訪問し対応している。

3 講演

「宇治署における非行少年と児童虐待の状況について」

宇治警察署生活安全課長 駕海委員より、資料2「講演資料」に基づき、説明が行われた。

【意見交換・質疑応答の概要】

- 幼稚園や保育所では、体重測定や健診を受ける際、児童の体に背筋の歪みやあざ、打撲痕がないか等確認を行ってきた。しかし、こどもの人権的配慮から着衣した状態で行うようになってきたことや裸で受診する事を控えてほしいとの考えを持つ保護者が増えていく中、今後児童の状況が見えにくくなる可能性があると思われる。講演を踏まえ児童の様子や発言等に対してより一層注意深くなっていく必要がある。
- 今の発言を受けて意見等があればほしい。
 - 警察でも身体確認については細心の注意を払っているが、児童の意向確認と保護者の同意を得た上で必要性に応じて身体確認を行っている。
- 警察での補導件数の考え方を教えて欲しい。例えば宇治市民の子どもが京都市内で補導された場合など。
 - どこの警察が補導したかで変わってくる。どこに住んでいるというのは関係なく、あくまでどの地区の警官が補導したかによる。ただし、宇治市内に住んでいる児童が補導された場合、補導先から情報は届くので知らないということはない。
- 家庭環境と児童の非行はリンクしているのか。
 - 日々の取り扱いを受けている中でそういった場合もあるが、必ずしもそうとは限らない。
- 司法面接について、児童から真実を聞き出す事について、研修や注意されている点等はあるか。
 - 何週も様々な研修を受けている京都府下でも数少ない警官が行っており、その子にとって最適な方法を常に検討している。また、子どもの気持ちに寄り添ったり、集中力のない子に対しては何度も休憩をはさみながら聞き取りをしたりしている。
 - 研修を受けた人でなければ司法面接は出来ないようになっている。仮に裁判等となった際に証拠として採用される場合があり、内容は最初から最後まで録音するため面接者が児童に誘導するような聞き取り方をしないよう気を付けている。

4 閉会